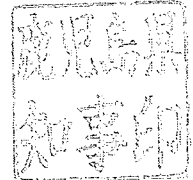


農振第425号  
平成23年2月9日

農林水産省農村振興局長 殿  
(地方農政局長経由)

鹿児島県知事



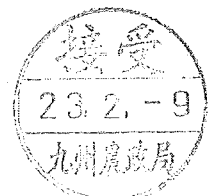
鹿児島県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1 特認基準（別添）

22九整第1314号



# 中山間地域等直接支払交付金における 新たな特認基準

## 1 特認基準

離島であって、農業生産条件が悪い平地農用地

## 2 特認基準変更の必要性

鹿児島県における離島は、そのほとんどが外海に広く点在し、本土との交通が大きく制約され、輸送手段のほとんどが船舶による海上輸送となっている。これらのことから農業生産にかかる資材費等が割高になるなど農業生産条件の不利性が認められる。

このような農業生産条件の不利性が認められる離島地域において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持を確保していくためには、中山間地域等直接支払制度を活用していく必要がある。

一方、当該制度は、傾斜度のあるところ等を対象地域としており、離島の多くの農用地は生産条件は不利であるものの、平地であるため制度の対象となっていない。

このため、離島の平地であっても制度の対象となるよう、県の特認基準を変更しようとするものである。

## 3 農業生産条件の不利性の根拠

### (1) 耕作放棄率

耕作放棄率（全国平均9.7%）と比較して対象地域の耕作放棄率が高いこと

離島における市町村別耕作放棄地率（網掛け部分が全国の耕作放棄地率以上）

市町村名	耕作放棄率 %	市町村名	耕作放棄率 %	市町村名	耕作放棄率 %	市町村名	耕作放棄率 %
三島村	7.1	屋久島町	37.3	瀬戸内町	51.3	天城町	1.9
十島村	50.0	旧上屋久町	53.1	西方村	37.8	伊仙町	2.1
薩摩川内市(甌島)		旧屋久町	32.1	実久村	79.6	和泊町	2.1
旧里村	83.1	奄美市	22.0	古仁屋町	56.2	知名町	3.4
旧上甌村	93.0	旧名瀬市	51.6	鎮西村	43.5	与論町	3.9
旧下甌村	51.7	名瀬市	62.9	龍郷町	46.9		
旧鹿島村	21.4	三方村	48.0	喜界町	0.7		
長島町		旧住用村	38.2	喜界町	1.1		
旧東町	22.3	旧笠利町	11.5	早町村	0.2		
西之表市	9.1	大和村	53.2	徳之島町	7.5		
中種子町	4.7	宇検村	26.6	亀津町	9.2		
南種子町	7.3			東天城村	5.7		

出典：2005年農林業センサス

結果：十島村，旧里村，旧上甌村，旧下甌村，旧鹿島村，旧東町獅子島，屋久島町，奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町 は耕作放棄地の要件を満たす地域

(2) コスト格差の算定

$(\text{当該地域の生産費等 A} - \text{基準生産費等 B}) \times 0.8 > \text{緩傾斜の単価}$

対象となる地域のコスト差を上記式で次の方法で算定した結果，(1)の耕作放棄地の要件を満たす地域は，いずれもコスト格差の要件を満たす

算定方法

当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目毎に算定。

(別紙試算表参照)

田：水稻

畑：カボチャ，紅甘夏，たんかん，さとうきびのいずれか で算定

当該地域の生産費等 A

当該地域の代表的農作物については，生産費等の把握が困難であるため，便宜的に各作物の基準生産費に掛かり増し経費と単収補正を加えて，作物の生産費を算定。

基準生産費等 B

基準生産費等については，基本的には全国の生産費を用いるが，たんかん，紅甘夏，カボチャについては，全国の生産費が不明であることから，鹿児島県農業経営管理指導指標の生産費を用いる。

田における市町村別生産費格差

	品目	当該地域 生産費A	基準生産費 B	$(A-B) \times$ 0.8	緩傾斜単価
旧里村	水稲	193,815円	144,553円	39,410円	> 8,000円
旧上甌村	水稲	192,814円	144,553円	38,609円	> 8,000円
旧下甌村	水稲	192,980円	144,553円	38,742円	> 8,000円
旧東町	水稲	185,979円	144,553円	33,141円	> 8,000円
十島村	水稲	202,079円	144,553円	46,021円	> 8,000円
屋久島町	水稲	196,260円	144,553円	41,366円	> 8,000円
奄美市	水稲	242,694円	144,553円	78,513円	> 8,000円
大和村	水稲	315,066円	144,553円	136,411円	> 8,000円
宇検村	水稲	332,195円	144,553円	150,113円	> 8,000円
瀬戸内町	水稲	289,893円	144,553円	116,272円	> 8,000円
龍郷町	水稲	234,077円	144,553円	71,619円	> 8,000円

※旧鹿島村には、現存する田がない。

畑における市町村別生産費格差

		当該地域 生産費A	基準生産費 B	$(A-B) \times$ 0.8	緩傾斜単価
旧里村	カボチャ	474,171円	465,852円	6,655円	> 3,500円
旧上甌村	カボチャ	474,171円	465,852円	6,655円	> 3,500円
旧下甌村	カボチャ	474,171円	465,852円	6,655円	> 3,500円
旧鹿島村	カボチャ	474,171円	465,852円	6,655円	> 3,500円
旧東町	紅甘夏	350,952円	344,207円	5,396円	> 3,500円
十島村	たんかん	302,511円	296,829円	4,546円	> 3,500円
屋久島町	たんかん	305,623円	296,829円	7,035円	> 3,500円
奄美市	さとうきび	199,864円	177,078円	18,229円	> 3,500円
大和村	たんかん	305,623円	296,829円	7,035円	> 3,500円
宇検村	さとうきび	280,024円	177,078円	82,357円	> 3,500円
瀬戸内町	さとうきび	208,749円	177,078円	25,337円	> 3,500円
龍郷町	さとうきび	200,003円	177,078円	18,340円	> 3,500円

4 特認基準を満たす地域

十島村，旧里村，旧上甌村，旧下甌村，旧鹿島村，旧東町獅子島  
屋久島町，奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町

5 新たな特認農用地における地目別交付単価

地目	田	畑
交付単価（10a当たり）	8,000円	3,500円

※ 離島内の急傾斜農用地の地区は、離島という条件不利性に加え、急傾斜農用地という条件不利性があり、同一島内でのコスト差補てんの均衡を図る観点から新たな特認基準における交付単価は緩傾斜単価とする。

## 6 新たな特認地域及び特認基準

### 【現行】

特認地域	①～③のうちいずれかに該当する地域 ① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域 ③ 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、農林業従事者割合や人口の減少率等の要件を満たすこと。	対象地域 鹿児島市，薩摩川内市， 出水市，霧島市，始良市 の一部
特認基準	通常 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島内の市町村の農用地であって、当該市町村の離島部に存することにより農業生産条件の悪いもの 特認 急傾斜地 (田：1/20以上，畑等：15度以上)	対象地域 加計呂麻島，請島， 与路島

※第3期対策(H22)特認地域及び特認基準の実施市町村：鹿児島市，出水市，霧島市

### 【改正後】

特認地域	①～③のうちいずれかに該当する地域 ① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域 ③ 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、農林業従事者割合や人口の減少率等の要件を満たすこと。	対象地域 鹿児島市，薩摩川内市，出水市，霧島市，始良市の一部
特認基準	通常 離島であって、農業生産条件が悪い平地農用地 特認 急傾斜地 (田：1/20以上，畑等：15度以上)	対象地域 十島村，旧里村，旧上甌村， 旧下甌村，旧鹿島村，旧東町獅子島，屋久島町，奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町

※第3期対策(H22)特認地域及び特認基準の実施市町村：鹿児島市，出水市，霧島市

## 7 その他

### <参考資料>

#### (1) 生産費統計における対象品目別試算

田の代表品目：水稻

畑の代表品目：さとうきび，たんかん，紅甘夏，カボチャ

#### (2) 特認基準の対象地域図

## 農業生産条件の不利性(コスト格差)の試算(水稻)

### 1 対象地目・品目

地目:田 品目:水稻

### 2 検討地域

旧里村, 旧上甌村, 旧下甌村, 旧東町(獅子島), 十島村, 屋久島町, 奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町

### 3 算定式

(当該地域における生産費等<sup>※1</sup>－基準生産費等)×0.8>緩傾斜の単価

※1 当該地域の実生産費=(基準生産費等+掛かり増し経費)×収量補正

#### 3-1 基準生産費

農業経営統計調査(農産物生産費統計の米生産費統計)から, 全国の10aあたりの全算入生産費の直近5年中庸3年平均を算出。

	平成17年産	平成18年産	平成19年産	平成20年産	平成21年産	中庸3ヶ年平均
米の全算入生産費	146,687	143,538	140,030	146,754	143,434	144,553

全国平均の基準生産費 144,553 円

#### 3-2 掛かり増し経費

米の基準生産費(全国平均)の物財費のうち, 肥料費, 農業薬剤費, 光熱動力費, 農機具費などの費目について, 実勢価格に代えて平成19年全国物価統計調査の全国物価地域差指数を準用して当該地域の物財費に換算。

また, 市町村の一部のみが離島として対象となる地域等については, 海上輸送コストが見込まれる種苗費, 肥料費, 農業薬剤費, 光熱動力費, その他材料費及び農機具費につき, 3.5%※を乗じて算出

※離島地域での住民の生活構造について詳細に把握することを目的とした「離島の生活構造改善に関する調査」(国土交通省平成22年4月公表)において, 離島物価高の大きな要因であり地域特有のコストであるとされた海上輸送費等につき, 2~5%程度掛かり増しになるとの離島業者ヒアリングの結果が示されており, これを基に算定。

	基準生産費		掛かり増し経費	
① 掛かり増し経費 (旧里村, 旧上甌村, 旧下甌村, 旧東町獅子島, 十島村)	144,553円	+	1,714円	= 146,267円
② 掛かり増し経費(奄美市)	144,553円	+	1,834円	= 146,387円
③ 掛かり増し経費 (屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町)	144,553円	+	2,878円	= 147,431円

#### 3-3 収量補正

農林水産省作物統計(水稻)から平成17年産から平成21年産の5年中庸3年平均で算定。旧里村, 旧上甌村, 旧下甌村, 旧東町獅子島については, 市町村合併により直近のデータがないため合併前の収量データから平均値を求め, それを基に推計値を算出した。

また, 離島地域においては, 大きな河川がなく, 天水に頼った栽培であり, 用水が十分確保できないことや台風常襲地帯に位置することなどから平均収量は全国平均より低くなっている。

全国平均の収量 525kg/10a

① 旧里村	396kg/10a	146,267円	$\times (525/396) =$	193,815円
② 旧上甑村	398kg/10a	146,267円	$\times (525/398) =$	192,814円
③ 旧下甑村	398kg/10a	146,267円	$\times (525/398) =$	192,980円
④ 旧東町	413kg/10a	146,267円	$\times (525/413) =$	185,979円
⑤ 十島村	380kg/10a	146,267円	$\times (525/380) =$	202,079円
⑥ 屋久島町	394kg/10a	147,431円	$\times (525/394) =$	196,260円
⑦ 奄美市	317kg/10a	146,387円	$\times (525/317) =$	242,694円
⑧ 大和村	246kg/10a	147,431円	$\times (525/246) =$	315,066円
⑨ 宇検村	233kg/10a	147,431円	$\times (525/233) =$	332,195円
⑩ 瀬戸内町	267kg/10a	147,431円	$\times (525/267) =$	289,893円
⑪ 龍郷町	331kg/10a	147,431円	$\times (525/331) =$	234,077円

4 算定結果

	当該地域の生産費		基準生産費		緩傾斜の単価
① 旧里村	( 193,815円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	39,410円	> 8,000円
② 旧上甑村	( 192,814円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	38,609円	> 8,000円
③ 旧下甑村	( 192,980円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	38,742円	> 8,000円
④ 旧東町	( 185,979円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	33,141円	> 8,000円
⑤ 十島村	( 202,079円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	46,021円	> 8,000円
⑥ 屋久島町	( 196,260円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	41,366円	> 8,000円
⑦ 奄美市	( 242,694円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	78,513円	> 8,000円
⑧ 大和村	( 315,066円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	136,411円	> 8,000円
⑨ 宇検村	( 332,195円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	150,113円	> 8,000円
⑩ 瀬戸内町	( 289,893円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	116,272円	> 8,000円
⑪ 龍郷町	( 234,077円	—	144,553円 ) $\times 0.8 =$	71,619円	> 8,000円